官報

政令

年齢による最低保証給に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　芦田　均

政令第百三十四号

年齢による最低保証給に関する政令

内閣は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第二十条條の規定に基き、ここに年齢による最低保証給に関する政令を制定する。

政府職員の新給與実施に関する法律（以下法という。）により職員（法第一條に規定する職員をいう。以下同じ。）の受くべき俸給の額が、その職員の年齢に対應する別表の最低保証給の額に満たない場合においては、その額に達するまで俸給を増額して支給することができる。

職員の年齢の計算その他年齢による最低保証給の支給に関し必要な事項は、大蔵大臣が、これを定める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

別　表

年齢	最低保証給額	年齢	最低保証給額	年齢	最低保証給額
二三歳	四、〇〇〇円	二七歳	三、〇〇〇円	三五歳	二、五〇〇円
二四	三、九五〇	二八	二、九五〇	三六	二、四五〇
二五	三、九〇〇	二九	二、九〇〇	三七	二、四〇〇
二六	三、八五〇	三〇	二、八五〇	三八	二、三五〇
二七	三、八〇〇	三一	二、八〇〇	三九	二、三〇〇
二八	三、七五〇	三二	二、七五〇	四〇	二、二五〇
二九	三、七〇〇	三三	二、七〇〇		
三〇	三、六五〇	三四	二、六五〇		
三一	三、六〇〇	三五	二、六〇〇		
三二	三、五五〇	三六	二、五五〇		
三三	三、五〇〇	三七	二、五〇〇		
三四	三、四五〇	三八	二、四五〇		
三五	三、四〇〇	三九	二、四〇〇		
三六	三、三五〇	四〇	二、三五〇		

大蔵大臣　北村徳太郎

内閣総理大臣　芦田　均

地方自治法施行規程の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　芦田　均

政令第百三十五号

地方自治法施行規程の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條の規定に基き、ここに地方自治法施行規程の一部を改正する政令を制定する。

地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七十條第二項地方事務官の部中「専任百三十一人　二級」を「専任千三百三十一人　二級」に、「専任千八十九人　三級」を「専任千三百三十九人　三級」に改める。

附　則

この政令は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

内閣総理大臣　芦田　均

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　芦田　均

政令第百三十六号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十三年法律第百九十六号）第四十條第二項の規定に基き、ここに警察法施行令の一部を改正する政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十三年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

神奈川県の項中「鎌倉郡大船町」を削る。

新潟県の項、古志郡の部中「上組村」を「宮田町」に改める。

群馬県の項中「伊勢崎市」の次に「太田市」を加え、新田郡の部中「太田町」を削る。

山梨県の項、南都留郡の部中「明見村」を「明見町」に改める。

長野県の項、諏訪郡の部中「永明村」を「ちの町」に改める。

福井県の項、吉田郡の部中「西藤島村」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

内閣総理大臣　芦田　均

訓令

内閣総理大臣官房

総理庁令、外務省令、大蔵省令、文部省令、法務庁令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令

◉第五号

昭和二十二年九月総理庁令、外務、内務、大蔵、司法、文部、厚生、農林、商工、運輸、逓信、労働省令第一号重要物資輸送証明規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　芦田　均

外務大臣　芦田　均

大蔵大臣　北村徳太郎

法務総裁　鈴木　義男

文部大臣　森戸　辰男

厚生大臣　竹田　儀一

農林大臣　永江　一夫

商工大臣　水谷長三郎

運輸大臣　岡田　勢一

逓信大臣　冨吉　榮二

労働大臣　加藤　勘十

第三條第二項に次の但書を加える。

但し、運送申込後、有効期間の経過したものは有効とする。

第六條第二項に次の但書を加える。

但し、鉄道輸送又は軌道輸送の場合に限り、運輸業者が当該貨物の運送を引き受けた際に出荷証明書のあつたことを貨物通知書その他の運送関係書類に基づいて確認することができるときは、運輸業者は、当該駅において当該貨物を荷受人に引き渡すことができる。この場合、荷受人は、別表第六号に定める出荷証明書紛失確認書（正副二通）を運輸業者に提出し、運輸業者は、その書類に紛失確認の旨を記入なつ印した上、正本はこれを荷受人に返戻し、副本を保管しなければならない。

印刷局

最初の株主名　株式会社書籍領収証
現在名義人　東信吉
最初の株主名　野崎長二
最初の株主名　井上晃貞
現在名義人　青木伊三郎
最初の株主名　佐藤邦雄
現在名義人　佐藤邦雄

本文
6429号

第六條に第三項として次の一項を加える。

前項但書による出荷証明書紛失確認書の正本は、これをもつて当該貨物の出荷証明書とみなす。

附則中但書を削る。

別表第一号亜炭の行中「全部（草炭及び泥炭を除く。）」を「配炭公園の取り扱う亜炭に改める。

別表第一号に次の通り加える。

品目	範囲
繭製品	繭、繭表、蚕綿、くず、上蔟くず、くず糸、生地並びに花むしろ（但し、繭七鳥繭又は太繭を主要原料とするものに限る。）
皮、革	一、牛皮（鞣頭を除く。）、馬皮、山めん羊皮、豚皮 二、牛革、馬革、山めん羊革、豚革、（以上鞣頭を含む。）鯨革、さめ革
再生コークス	全部

別表第二号に次の通り加える。

品目	鉄道、軌道	貨物自動車	汽船	機帆船及びはしけ
繭製品	車扱及び小口扱五貫以上	右同	右同	右
皮革同	右同	右同	右同	右
再生コークス車扱	五屯以上	右同	右同	右

別表第三号に次の通り加える。

品目	地域の範囲
繭製品	全國一円但し、機帆船及びはしけによる同一港内輸送を除く。
皮革同	右
再生コークス同	右

別表第四号に次の通り加え、同号中「出荷証明書返戻先」の欄を全品目について「当該出荷証明書を発給した原発給機関」に改める。

品目	出荷証明書発給機関名	出荷証明書分割併合機関名	出荷証明書返戻先
繭製品	農林省又は都道府縣知事	同	当該出荷証明書を発給した原発給機関
皮革（原皮（輸入原皮を除く。））	農林省資材調整事務所	同	上
皮革（輸入原皮）	商工本省、貿易廳又は商工局	商工本省、貿易廳、石炭廳、商工局	同
皮革（需要者の主務官廳又は商工局）	同	同	右
再生コークス同	右	右	右
同	右	右	右

別表第四号の「出荷証明書発給機関名」及び「出荷証明書分割併合機関名」欄中、左の品目に関する出荷証明書発給機関及び出荷証明書分割併合機関を次のように改める。

品目	出荷証明書発給機関名	出荷証明書分割併合機関名
木材	需要者の主務官廳又は農林省資材調整事務所	農林省資材調整事務所
鉄道需要者の主務官廳	商工本省又は商工局	同右
コークム	商工本省又は商工局	同右
普通鋼鋼材及び半製品	需要者の主務官廳、商工本省又は商工局	同右
非鉄金属	同右	同右
非鉄金属製品	同右	同右
セメント	同右	同右
板硝子	同右	同右
紙及び紙製品	同右	同右
パルプ	同右	同右
無機化学製品	同右	同右
有機化学製品	1アルコール。商工本省又は商工局 2その他。需要者の主務官廳、商工本省又は商工局	同右
繊維及び繊維製品 一	二及び三以外は需要者の主務官廳	商工本省又は商工局、都道府縣知事又は需要者の主務官廳
繊維及び繊維製品 二及び三	商工本省又は商工局、都道府縣知事又は需要者の主務官廳	同右

別表第四号の「註」を次のように改める。

（註一）出荷証明書発給機関名欄に、需要者の主務官廳とあるものについて、左に掲げる場合は特に例外とする。

一　臨時建築等制限規則により指定生産資材割当証明書が建設院から発行される場合にあつては、出荷証明書の発給機関は、建設院とする。

二　指定生産資材の生産業者及び販賣業者の内部輸送の場合にあつては、出荷証明書の発給機関は、当該物資の所管官廳とする。

（註二）指定生産資材について、物資の所管官廳が出荷証明書を発給するときは、指定生産資材割当証明書を換拠書類として発給する場合に限る。

（註三）繊維及び繊維製品について都道府縣知事が出荷証明書を発給する範囲は、昭和二十二年九月商工省令第二十五号衣料品配給規則により購入割当証明書を発行したものに限る。

別表第五号の次に次の一号を加える。

別表第五号の二

No.

出荷証明書（A列6号又はA列5号）

品名及び数量							割当証明書発行官庁名 割当証明書記載の割当数量	※※※ ※※※
輸送区間	発						着	
荷送人及び荷受人住所氏名	荷送人住所氏名						荷受人住所氏名	
運送取扱代行人名	発代行人	◎					受代行人	◎
運輸機関名	鉄道	軌道	貨物自動車	汽船	機帆船はしけ		運送業者名	△
有効期間	この証明書は昭和　年　月　日まで有効とする。							
荷受人記入欄	受領年月日　年　月　日　　住所　氏名　㊞							
記事	荷受人は、この証明書を受領した日から七日以内に下記の発給機関に返戻しなければならない。							

上記の物資は正常取引に基いて出荷するものであることを証明する。

昭和　年　月　日　　出荷証明書発給機関名及び所在地

官印

発行主任官官職氏名　　印

一、※印箇所は指定生産資材に限り記入するものとする。但し、記入し得ない場合はその理由を記入するものとする。

二、◎印箇所は必要ある場合のみ記入するものとする。

三、△印箇所は当該貨取扱運輸業者が記入するものとする。

四、運輸機関名は利用する機関を○をもつて表示するものとする。

五、貨物自動車運送実施期日欄は、当該貨物の運送実施の年月日を実施の際に貨物自動車運輸業者が記入するものとする。

別表第六号を次のように改める。

別表第六号

No.

出荷証明書紛失確認書

証明書発給機関名及び発行年月日発行番号		昭和　年　月　日第　号
貨物扱種別及び通知書番号	扱	通知書第　号
真荷送人住所氏名		
品名及び数量		
発　駅		
着　駅		
真荷受人又は着運送取扱代行人		

上記内容の出荷証明書が紛失していることを証明せられたい。

荷受人住所氏名　　印

上記の件を確認する。

昭和　年　月　日

線（又は鉄道会社名）　駅長　　官印

附則

この命令は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、有効に発給された旧様式の出荷証明書であつて、この命令施行の日以前に発給され、その有効期間がこの命令施行の日以降にまたがるものは、この命令に定める様式の出荷証明書とみなす。

許可　6429　本文

◉総理廳令第三号
大藏省令第三号

昭和二十三年度分の地方分與税の分與に関する地方分與税法施行規則第二條の特例に関する件を左のように定める。

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　芦田　均
大藏大臣　北村德太郎

昭和二十三年度分の地方分與税は、地方分與税法施行規則第二條の規定にかかわらず、昭和二十三年六月に、左に掲げる金額を交付する。

道府縣分與税　昭和二十二年度分の分與税の分與額中第一種分與額乃至第三種分與額の合算額に相当する額の五分の一以内

市町村分與税　昭和二十二年度分の分與税の分與額中第一種分與額乃至第三種分與額の合算額に相当する額の四分の一以内但し、伊豆七島の町村に対しては、昭和二十二年度分の分與税の分與額の四分の一以内

附　則

この命令は、昭和二十三年六月一日から、これを適用する。

規　則

◉最高裁判所規則第九号

公職に関する就職禁止、退職等に関する命令、政党、協会その他の團体の結成の禁止等に関する命令及び教職員の除去、就職禁止等に関する命令違反被告事件等の審判の特例に関する規則を次のように定める。

昭和二十三年六月二十二日

最高裁判所

公職に関する就職禁止、退職等に関する命令、政党、協会その他の團体の結成の禁止等に関する命令及び教職員の除去、就職禁止等に関する命令違反被告事件等の審判の特例に関する規則

第一條　この規則は、ポツダム宣言の趣旨に従い、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基く公職に関する政党、協会その他の團体の結成の禁止等に関する命令及び教職員の除去、就職禁止等に関する命令違反被告事件（以下この事件という）の審判の迅速を図ることを以てその目的とする。

第二條　裁判所は、事件の順序にかかわらず、他のすべての事件に優先して、この事件の審判をしなければならない。

第三條　第一審裁判所及び控訴裁判所においては、第一回の公判期日は、公訴の提起のあった日又は訴訟記録の送付を受けた日から十日以内とする。

第四條　上告裁判所においては、訴訟記録の送付を受けたときは、即日又は遅くとも三日以内に、第一回の公判期日として訴訟記録の送付を受けた日から二十五日以内の日を指定しなければならない。

上告裁判所は、被告人の住居の所在地と上告裁判所の所在地との距離及びその他のやむを得ない事由を考慮して、前項の規定によることが相当でないと認めるときは、第一回の公判期日を訴訟記録の送付を受けた日から四十日以内とすることができる。この場合には、当該下級裁判所は、直ちに最高裁判所に報告をしなければならない。

上告裁判所は、第一回の公判期日を定めたときは、直ちにその期日を上告申立人及び対手人に通知しなければならない。

上告申立人は、遅くとも最初に定めた公判期日の七日前に上告趣意書を上告裁判所に差し出さなければならない。

上告の対手人は、最初に定めた公判期日の七日前までに附帯上告をすることができる。

刑事訴訟法第四百二十八條の規定は、これを適用しない。

第五條　公判期日は、これを変更することができない。

第六條　第三條及び前條の規定は、やむを得ない事由があるときは、これを適用しない。この場合には、第四條第二項後段の規定を準用する。

この事件の審理が第一回の公判期日において終了しないときは、できる限り連續開廷してこれを審理しなければならない。

第七條　忌避の申立があった場合においても、訴訟手続を停止してはならない。但し、合議体の裁判官が忌避されたときは、その合議体が、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは、当該裁判官が申立を理由があると認めるときは、この限りでない。

第八條　裁判長は、訴訟関係人のする質問又は陳述が既にした質問若しくは事件に関係のない事項にわたるとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他当でないときは、つとめてこれを制限しなければならない。

第九條　裁判長又は陪席の裁判官が訴訟関係人に対し、釋明又は立証を促すため必要な質問をしたときは、その質問が終った後に、訴訟関係人に対し、異議の有無を確かめなければならない。

第十條　控訴裁判所は、控訴の趣意書に包含された事由及び職権調査の事項に限り、調べることができる。

第十一條　第一審裁判所の裁判官が忌避されたときは、当該裁判官が申立を理由があると認めるときは、この限りでない。

第十二條　最高裁判所は、この規則に特別の定めがあるもの外、この規則に関する訴訟に関し必要な事項を定めることができる。

附　則

この規則は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

最高裁判所長官　三淵　忠彦

◉会計檢査規則第三号

会計檢査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年六月二十二日

会計檢査院長　佐藤　基

別表中檢査第二局第三課の分掌事項欄の「（他の課の所掌に属する分を除く。）」を削り、檢査第三局第三課の分掌事項欄の「国有鉄道事業特別会計」の下に「（仙台、札幌両鉄道局管内の分を除く。）」を加え、檢査第三局第五課の分掌事項欄の「厚生省復員局」を削る。

附　則

この規則は、昭和二十三年六月十九日から、これを適用する。

訓　令

◉経済安定本部訓令第三十六号

昭和二十二年、経済安定本部訓令第三号の一部を次のように改正する。

昭和二十三年六月二十二日

経済安定本部総裁　芦田　均

昭和二十二年、経済安定本部訓令第三号別表中左のものを削る。

日本石炭鑛業会
日本ダイヤモンド工業会
日本針布工業会
日本金属洋食器工業連合会
日本鞄革版組合
日本林業会
買取販賣機関
金属回収株式会社

告　示

◉総理廳告示第百二十四号

横浜連絡調整事務局立川出張所は、昭和二十三年六月二十一日限り、これを廃止した。

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　芦田　均

◉総理廳告示第百二十五号

新潟縣北蒲原郡水原町の区域に昭和二十三年六月一日より市街地建築物法を適用し、その区域を同法施行規則第百四十九條ノ二の規定によって指定する。

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　芦田　均

◉法務廳告示第二十九号

左記の者は、國籍法第二十條ノ二第二項の規定によって、日本國籍を離脱した。

昭和二十三年六月二十二日

法務総裁　鈴木　義男

本籍　和歌山縣西牟婁郡上芳養村二百十三番地
住所　北米合衆國加州ロスアンゼルス市クラッカ街九百五十六番地
居所　東京都板橋区成増グランド、ハイツ百五十ノA
　　澁谷　康一
　　大正九年二月十一日生

◉農林省商工省告示第十二号

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一條の規定により次の会社等を閉鎖機関に指定する。

昭和二十三年六月二十二日

農林大臣　北村德次郎
商工大臣　永江　一夫
商工大臣　水谷長三郎

日本金属洋食器工業連合会
針布工業会
日本石炭鑛業会
日本金属回収株式会社
日本ダイヤモンド工業会
日本林業会

◉商工省告示第六十八号

指定機維資材配給規則第一條及び衣料品配給規則第三條に規定する登録の申請書の様式を次のように定め、昭和二十二年九月商工省告示第六十号（衣料品配給規則第三條第四項の規定による申請書の様式指定の件）は、これを廃止する。

昭和二十三年六月二十二日

商工大臣　水谷長三郎

衣料品卸賣業者
指定繊維資材販賣業者　登録申請書（業種名を冠すること。）

申請者　注文又は所在地
　　商号又は会社名
　　氏名又は代表者名

年　月　日

商工大臣　殿

衣料品配給規則第三條及び指定繊維資材配給規則第二條の規定により、卸賣業者及び販賣業者の登録を申請する。

1. 業種

(イ) 申請する業種		(ロ) 申請して行おうとする兼業業種名	
		(ハ) 現在営んでいる兼業業種名	

2. 事業の概要

(イ) 創業年月日			(ロ) 資本金（出資金）			
(ハ) 営業所（支店出張所を含む。）	名称	住所	営業に使用する箇所の面積（単位坪）	従業員数 男	女	計
(ニ) 重要役職員の経歴	氏名	年齢	職	経歴		

(ホ) 営業の経験	①申請する業種	
	②兼業として申請する業種の概要	
	③①②以外の繊維及び繊維製品の業種の概要	
	④繊維以外の営業の概要	

(ヘ) 昭和二十二年度配給実績（自昭和二十二年十月一日 至昭和二十三年五月三十一日）

3. 資金計画

(イ) 取引金融機関名	(ロ) 予定融資額	(ハ) その他

4. 生産者、所有者又は小賣業者による取引保証

保証者	品種	数量	その他

5. 罰金刑以上の刑に処せられたことがあればその事実	
6. その他参考となる事項	

この記述は真実に相違ありません。

申請者氏名　㊞

註

1　申請書の大きさは、圀定規格Ｂ４とする。
2　申請書は七月十日までに商工大臣宛二通提出すること。
3　申請書は、次の取扱品種別に作成すること。
　衣料品
　綿スフ綿物（手拭を含む。）、絹人絹織物、毛織物及び毛布、麻織物、タオル、メリヤス製品、作業手袋、作業衣、既成服、中等学校制服、和装製品、布帛製品、足袋、寝具、蚊帳、縫糸、手編糸、雑纖維織物、ガラ紡織物、特紡糸織物、手紡糸織物
　指定繊維資材
　スフ、故マニラ、屑繊維、故繊維、毛繊再生原料、反毛、副産羊毛、落綿、毛以外の反毛、綿状屑、綿糸スフ糸、毛糸、人造絹糸、絹紡物糸及び絹紡紬糸、麻糸、ガラ紡糸、特紡糸、手紡糸、綿スフ繊物、毛繊物及び毛布、特殊毛繊物、絹人絹織物、麻繊物、ガラ紡織物、特紡織物、手紡糸織物、雑繊維糸及び繊物、縫糸、メリヤス生地、フエルト、黄麻製品、麻綱、細幅繊物、ひも、レース、ホース、その他の綱
4　衣料品の卸賣業者又は指定繊維資材の販賣業者のいずれか一方のみを申請する場合は、申請書のうち不要の文字を抹消すること。衣料品と指定繊維資材の双方に共通する取扱品種について卸賣業者及び販賣業者の双方を申請する場合は、申請書を別にせず、同一申請書によること。
5　「資金計画」及び「取引保証」に関しては、これを証する書類を添附すること。

見本
6429
6429

衣料品小賣業者登錄申請書

申請者　住所及び所在地
商号又は社名
氏名又は代表者名

年　月　日

都道府縣知事　殿

衣料品配給規則第三條の規定により小賣業者の登錄を申請する。

1. 事業の概要				
(イ) 創業年月日		(ロ) 資本金(出資金)		
(ハ) 衣料品の小賣業に関する経歴				
(ニ) 衣料品の小賣業以外の兼業があればその概要				
(ホ) 店舗の面積設備	面積	構造	その他	
	坪			
(ヘ) 従業員数（従業する家族を含む。）	男	女	計	參考
(ト) 昭和二十二年度衣料品配給実績	(自昭和二十二年十月一日 至当該都道府縣知事の指定ある日)			
2. 資金計画				
3. 罰金刑以上の刑に処せられたことの有無				
4. その他參考となる事項				

この記述は眞実に相違ありません。

年　月　日

申請者氏名　㊞

(註)
1　申請書の大きさは國定規格 B.4 とする。
2　申請書は、都道府縣知事の定める日までに二部都道府縣知事宛提出すること。
3　資金計画には、これを証する書類を添附すること。
4　店舗の面積、設備には略図を附すること。

◉逓信省告示第二百十五号

放送用私設無線電話の呼出符号の一部を次のように変更、指定し、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

昭和二十三年六月二十二日

逓信大臣　冨吉　榮二

放送局所名	呼出符号
東京中央放送局	JOAB
新潟放送局第二放送	JOQB
水戸中継放送所	JOAC
飯田中継放送所	JOQC
高田中継放送所	JOAX
日立中継放送所	JOQX
柏崎中継放送所	JOAQ
長岡中継放送所	JOQQ
大阪中央放送局	JOBK
敦賀中継放送所	JOBZ
豊岡中継放送所	JOFT
姫路中継放送所	JOBT
舞鶴中継放送所	JOQT
彦根中継放送所	JOBQ
新宮中継放送所	JOBS
福知山中継放送所	JOQS
名古屋中央放送局第二放送	JOCD
金沢放送局第二放送	JOJB
福井放送局第二放送	JOCB
尾鷲中継放送所	JOPC
上野中継放送所	JOCC
高山中継放送所	JOCU
仙台中央放送局第二放送	JOHB
秋田放送局第二放送	JOQB
釜石中継放送所	JOHQ
平中継放送所	JOQS
八戸中継放送所	JOHT
若松中継放送所	JOQT
大館中継放送所	JOHQ
札幌中央放送局第二放送	JOIB
室蘭中継放送所	JOIU
帯広中継放送所	JOIX
函館中継放送所第二放送	JOIQ
松江放送局第二放送	JOFB
岡山放送局第二放送	JOQB
浜田中継放送所	JOKB
萩中継放送所	JOTY
益田中継放送所	JOUQ
津山中継放送所	JOUU
広島中央放送局第二放送	JOGB
呉中継放送所	JOUY
福岡放送局第二放送	JOLB
佐世保中継放送所	JOSB
飯塚中継放送所	JOAT
中津中継放送所	JOLQ
唐津中継放送所	JOSU
川内中継放送所	JOHY
日田中継放送所	JOIZ
人吉中継放送所	JOGQ
都城中継放送所	JOQQ
延岡中継放送所	JOMT
松山中央放送局第一放送	JOAK
松山中央放送局第二放送	JOZB
宇和島中継放送所	JOZK
新居浜中継放送所	JOZU
今治中継放送所	JOZT
中村中継放送所	JORQ
小倉放送局第二放送	JOSB
佐世保中継放送所	JOAT
飯塚中継放送所	JOLQ
中津中継放送所	JOSU
唐津中継放送所	JOHY
川内中継放送所	JOIZ
日田中継放送所	JOGQ
人吉中継放送所	JOQQ
都城中継放送所	JOMT
延岡中継放送所	JOAK
松山中央放送局第一放送	JOZB
松山中央放送局第二放送	JOZK
宇和島中継放送所	JOZU
新居浜中継放送所	JOZT
今治中継放送所	JORQ
中村中継放送所	

◉労働省告示第二十号

昭和二十二年十二月労働省告示第六号（公共職業安定所の職員の定員に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

昭和二十三年六月二十二日

労働大臣　加藤　勘十

本文労働事務官の部中「專任四百五十一人二級」を「專任四百四十一人二級」に、「專任五千四百十四人三級」を「專任五千百六十四人三級」に改める。

正　誤

昭和二十三年五月二十日総理廳告示第九十三号中一二四頁左段三十二行「七八四番地の下流」は「七八四番地ノ三下流」の誤り。　総理廳事務官

敍任及辞令

◉昭和二十三年六月十七日

文部事務官　近藤　直人
総理廳事務官に任命する
一級に敍する

木村　忠一
小林　嵩
長谷川越夫

（各通）

農林技官に任命する
二級に敍する

農林技官　牟田　守邦
二級に陞敍する

文部教官　谷　年惠
農林技官　有馬　省吾

願に依り本官を免ずる（六月十七日内閣）

商工技官兼総理廳技官　桑原　啓二郎
本官を免じ総理廳技官に專任する
総理廳事務官　内田　常雄
経済安定本部財政金融局長を命ずる
依多　恳隆
願に依り経済安定本部財政金融局長を免ずる
総理廳事務官　近藤　直人
経済安定本部部員を命ずる（各通）
文部教官　村田シメノ
農林技官　小田　勤二
同　須田　純一
願に依り本官を免ずる
総理廳技官兼商工技官　菅谷　靖
本官を免じ商工技官に專任する（以上六月十七日総理廳）
総理廳事務官　本谷　英夫
十五号俸を給する
東京地方物價事務局物價部長を命ずる
総理廳技官　藪島　信雄
二十号俸を給する
仙台地方物價事務局勤務を命ずる
総理廳事務官　尾崎　與作
札幌地方物價事務局第二部長を命ずる
同　安孫子　晰
札幌地方物價事務局第二部長兼務を免ずる（以上六月十八日物價廳）

宮廷錄事

◉行幸啓仰出　天皇皇后両陛下は、本月二十二日東京都中央区日本橋三越本店で開催される更生織業展示会へ行幸啓あらせられる。

國会

○衆議院

◉公聽会告示

昭和二十三年六月二十二日

衆議院商業委員長　堀川　恭平

衆議院商業委員会は、「專業者團体決案制定によって受ける各業者の影響について」決案につき左の要領で、公聽会を開きますから、御意見を述べたい方は造んで御申し出下さい。

一、問題　專業者團体決案制定によって受ける各業者の影響について
一、日時　昭和二十三年六月二十六日午前十時
一、場所　衆議院内
一、申出の方法　東京都千代田区永田町衆議院内委員部宛に、意見を述べようとする理由及び具体的事項並びに問題に対する賛否を文書で申し出ること（住所、氏名、職業を明記）。
一、申出の期限　昭和二十三年六月十四日
一、出席者の選定、通知　申し出た方の中から委員会で選定の上、電報又は速達で通知する。
一、旅費、日当　出席者には、旅費日当を支給する。
なお、お問合せは、衆議院委員部迄（電話銀座(57)四一四二一六）

土地收用公告

左の事業は、土地收用法により土地を收用することができるものと認定する。

一、起業者　運輸大臣
一、事業の種類　札幌鉄道局五稜郭工機部自動車職場新設
一、起業地　北海道亀田郡亀田村地内

右公告する。

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　芦田　均

廣告

◉工場財團

越智郡小西村大字別府二千二百八十五番地の一安野亀松同所同番地の一安野泰より越智郡小西村大字別府宮矢越三百四十三番地、二百四十五番地の一、二千二百八十八番地、二千二百八十九番地安野農具製造工場に属する土地、建物、地上權及び機械器具に対し工場財團組成のため所有權保存登記の申請があったから右財團に属する動産に付き權利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の登權者は本公告掲載の日から三十二日以内にその權利を当廳に申し出られたい。

但し、工場財團に属すべきものの目錄は当廳に備付あるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十三年六月二十二日

松山司法事務局今治出張所

◉公示催告

債權申出公告

当会社は昭和二十三年二月二十九日整備計画の認可によって解散致しましたから当会社に対して債權を有している方は本公告掲載の翌日より二箇月以内にその債權を御申出下さい若し右の期間内に御申出が無いときは清算から除斥致します。

昭和二十三年二月二十七日

清算人　村林　榮一

債權申出公告

当会社は昭和二十三年二月二十七日無限責任社員全員の退社により解散致しましたから当会社に対し債權を有せらるる向は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出なきときは清算より除斥致します。

昭和二十三年二月二十七日

清算人　桑野　豊助

解散公告

当組合は昭和二十三年一月二十八日東京都知事の認可を受け解散致しました。

この公告の日から二箇月以内に申し出られたい者はこの期間内に申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十三年一月二十八日

東京都中央区日本橋兜町一の八
三光精機株式会社
清算人　桑野　豊助

解散公告

当組合は昭和二十三年五月十八日東京都知事の認可を受けたから債權を有せらるる方は本公告の日から二箇月以内に申出られたい者はこの期間内に申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十三年五月二十一日

東京都中央区日本橋大傳馬町二丁目四番地
東京都呉服綿糸卸商協同組合
清算人　村林　榮一

合併公告

昭和二十三年五月三十一日開催の左記両会社の臨時株主総会及び臨時社員総会において矢沢鉄鋼株式会社は合資会社矢沢鉄鋼工場を合併してその権利義務を承継し合資会社矢沢鉄鋼工場は解散する決議を致しました。この合併に対し異議のある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内にその旨を各関係会社に御申出下さい。

記

東京都荒川区尾久町六丁目六四五番地
株式会社山崎鉄工所
取締役社長　山崎　清

東京都文京区湯島天神町一丁目百九番地
東京都醸工業協同組合
清算人　山田雅之助

資本減少公告

昭和二十三年六月二日当社臨時株主総会の決議により資本金五十三万円を金四十万二千八百円に減少することになりましたから本決議に異議ある債權者は本公告掲載の日より三箇月以内に当会社へ申出下さい。

昭和二十三年六月二十二日

東京都荒川区尾久町六丁目六四五番地
株式会社山崎鉄工所
取締役社長　山崎　清

有限会社組織変更公告

昭和二十三年六月五日当会社の臨時社員総会において当会社の組織を株式会社に変更することに決議致候については当会社債權者にして右組織変更に対し異議有之候えば本公告の日より二箇月以内に当社まで御申出相成度候

昭和二十三年六月十二日

東京都葛飾区上平井町七八〇番地
苞飾食糧品製造有限会社
取締役社長　市川　彌吉

合併公告

昭和二十三年五月三十一日開催の左記両会社の臨時株主総会及び臨時社員総会において矢沢鉄鋼株式会社は合資会社矢沢鉄鋼工場を合併してその権利義務を承継し合資会社矢沢鉄鋼工場は解散する決議を致しました。この合併に対し異議のある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内にその旨を各関係会社に御申出下さい。

記

東京都荒川区尾久町六丁目六四五番地
株式会社山崎鉄工所
取締役社長　山崎　清

東京都文京区湯島天神町一丁目百九番地
東京都醸工業協同組合
清算人　山田雅之助

昭和二十三年六月二十二日

東京都港区芝新堀町十八番地
合資会社　古川工務店
清算人　宮本　光雄

解散公告

当組合は総会において解散を決議し行政官廳の認可を受けたるに因り昭和二十三年四月三十日解散しました。当組合に債權ある者はこの公告の日から二箇月内に申し出られたい若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられます。

昭和二十三年六月二十二日

東京都文京区湯島天神町一丁目百九番地
東京都醸工業協同組合
清算人　山田雅之助

昭和二十三年六月二十二日

東京都港区芝新堀町十八番地
合資会社　古川工務店
清算人　宮本　光雄

解散公告

当組合は総会において解散を決議し行政官廳の認可を受けたるに因り昭和二十三年四月三十日解散しました。当組合に債權ある者はこの公告の日から二箇月内に申し出られたい若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられます。

昭和二十三年六月二十二日

東京都文京区湯島天神町一丁目百九番地
東京都醸工業協同組合
清算人　山田雅之助

昭和二十三年六月十日

東京都麹町区有楽町二丁目十二番地
株式会社　森治商店
清算人　森　忠三

解散公告

当社は昭和二十三年五月三十一日株主総会の決議で解散した。当社に対して債權のある者はこの公告の日から二箇月以内に申し出られたい。若しこの期間内に申し出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十三年五月三十一日

大阪市北区金屋町一丁目三八番
四國水産加工食品株式会社
代表清算人　百々　敬司

解散公告

当会社は社員総会の決議により昭和二十三年三月一日解散致しましたから当会社に対し債權を有せらるる方は本公告の日から二箇月以内にその旨御申出下されたく若しこの期間内に御申出がないときは清算より除斥せられます。

昭和二十三年四月十日

大阪市西區京町堀通一丁目三三
大阪帽子問屋組合
製染業統制組合
代表清算人　芳村友之介

昭和二十三年六月十日

東京都麹町区有楽町二丁目千五百五番地
矢沢鉄鋼株式会社
同所同番地
合資会社矢沢鉄鋼工場

債權申出公告

当会社は昭和十九年三月二十三日開催の定時株主総会の決議に依り解散致候につき当社に対し債權を有せらるる方は向う二箇月以内に御申出相成度若し右期間に御申出無之ときは清算より除斥可致此段及公告候也

昭和二十三年六月十日

京都市下京区油小路通高辻上ル
太子山町六百番地
株式会社森治商店
清算人　森　忠三

解散公告

当社は昭和二十三年五月三十一日株主総会の決議で解散した。当社に対し債權のある者はこの公告の日から二箇月以内に申し出られたい。若しこの期間内に申し出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十三年五月三十一日

大阪市北区金屋町一丁目三八番
四國水産加工食品株式会社
代表清算人　百々　敬司

解散公告

当組合は昭和二十二年二月二十八日をもって法定解散致しましたから当組合に対し債權を有せらるる向は本公告掲載の日の翌日より二箇月以内にその旨御申出相成度若しその間に申出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十三年六月二十二日

大阪市西区京町堀通一丁目三三
大阪帽子問屋組合
製染業統制組合
代表清算人　芳村友之介

解散公告

当会社は昭和二十二年二月二十八日をもって法定解散致しましたから当組合に対し債權を有せらるる向は本公告掲載の日の翌日より二箇月以内にその旨御申出相成度若しその間に申出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十三年六月二十二日

大阪市西区京町堀通一丁目三三
大阪帽子問屋組合
製染業統制組合
代表清算人　芳村友之介

解散公告

当会社は昭和二十二年二月二十八日をもって法定解散致しましたから当組合に対し債權を有せらるる向は本公告掲載の日の翌日より二箇月以内にその旨御申出相成度若しその間に申出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十三年六月二十二日

大阪市西区京町堀通一丁目三三
大阪帽子問屋組合
製染業統制組合
代表清算人　芳村友之介

6429
本号

第6429号
昭和二十二年第三種郵便物認可
◎号外
昭和二十二年六月一日発行　官報第六千四百二十九号　二頁

解散公告

当会社は昭和二十三年六月三日の株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申し出られたい。若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十三年六月五日

大阪市南区安堂寺橋通三丁目九番地　日本衣綿工業株式会社

清算人　渡邊　米雄

債権申出公告

当会社は昭和二十三年五月三十一日株主総会の決議によって解散したから当会社に債権を有する方はこの公告掲載の翌日から二箇月間内にその旨申し出られたい若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十三年五月三十一日

大阪市西淀川区姫島町百番地　株式会社淀川ボップ製作所

清算人　平井　功

解散公告

当会社は昭和二十三年六月一日社員総会の決議で解散した。当社に対し債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申し出られたい若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十三年五月三十一日

豊中市螢薗通一丁目十番地　有限会社日興電機商会

清算人　小西　幸男

組織変更公告

当社は昭和二十三年五月三十一日臨時社員総会において組織変更し大阪製紙工業株式会社となす事に決議致候ついては組織変更に異議ある方は二箇月以内に御申出相成度此段公告候也。

昭和二十三年五月三十一日

大阪府泉南郡雄信津村大字男里　大阪製紙有限会社

解散公告

当社は総社員の同意により昭和二十三年四月十三日解散した。当社に対して債権のある者はこの公告掲載の日より二箇月以内に申し出られたい若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十三年六月二十二日

横浜市南区高根町一丁目三番地　合資会社岡田工務所

清算人　岡田　平一

昭和二十三年四月十日附をもって整備計画が認可され解散します。当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出がないと清算より除斥します。

昭和二十三年五月三十一日

横浜市磯子区富岡町二二四一　三陽航空工業株式会社

清算人　武石　齋平

解散公告

当社は昭和二十三年四月十八日社員総会の決議で解散した当社に対して債権のある者はこの公告掲載の日より二箇月以内に申し出られたい若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十三年六月二十二日

横浜市磯子区丸山町字分田一八二　有限会社三立繊維興業所

清算人　渡辺　勇

解散公告

当会社は総社員の決議に因り昭和二十三年六月五日解散をなしたるにつき当会社に対し債権を有する者は本公告掲載の日より二箇月以内に債権申出相成度若し期日までに申出なき場合は清算より除外せらるべく候條此段及催告候也

昭和二十三年六月二十二日

神奈川縣三浦郡三崎町宮城一〇三　三崎石油配給有限会社

清算人　山本環一郎

◎除権判決

昭和二十一年(ク)第三七七六号

高岡市金屋町三十番地喜多方右ヱ門方

申立人　永森菊次郎

右代理人　大場　武男

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年九月十七日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を拂出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年三月二十四日

東京地方裁判所

裁判官　藤井経雄

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券四枚

目録

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券五枚

株券記号番号　ゐ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券八枚

株券記号番号　よ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券八枚

株券記号番号　ゑ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券八枚

株券記号番号　よ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

昭和二十一年(ク)第四七五八号

神戸市兵庫区菊水町一〇三番地　申立人　福岡　春吉

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年十二月十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年三月二十四日

東京地方裁判所

裁判官　藤井経雄

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券八枚

株券記号番号　ゑ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

昭和二十一年(ク)第四六四六号

中野区沼袋町一三八東京興業株式会社

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年十二月十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年三月二十四日

東京地方裁判所

裁判官　藤井経雄

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券五枚

株券記号番号　る自第二三四三号　至第二三四七号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日

額面　金五百円也

拂込金額　金三百七十五円也

最初の株主名　吉田保全合資会社代表社員吉田勝三郎

目録

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券四枚

株券記号番号　ゐ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券八枚

株券記号番号　ゑ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券八枚

株券記号番号　よ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券八枚

株券記号番号　ゑ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

昭和二十一年(ク)第四六四六号

中野区沼袋町一三八東京興業株式会社

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年十二月十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年三月二十四日

東京地方裁判所

裁判官　藤井経雄

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券五枚

株券記号番号　る自第二三四三号　至第二三四七号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日

額面　金五百円也

拂込金額　金三百七十五円也

最初の株主名　吉田保全合資会社代表社員吉田勝三郎

昭和二十一年(ク)第四七五八号

神戸市兵庫区菊水町一〇三番地　申立人　福岡　春吉

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を爲した処昭和二十二年十二月十一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年三月二十四日

東京地方裁判所

裁判官　藤井経雄

(別紙)

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式一株券八枚

株券記号番号　た自第八五五〇七号　至第八五五一一号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五十円也

拂込金額　金五十円也

最初の株主名　永森菊次郎

現在名義人　永森菊次郎

一、証券種類　日本鉱業株式会社株式

株券記号番号　ゑ自第四二〇五九号　至第四二〇六二号

株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役

株券発行年月日　昭和十八年九月十五日

額面　金五百円也

拂込金額　金五百

物価号外

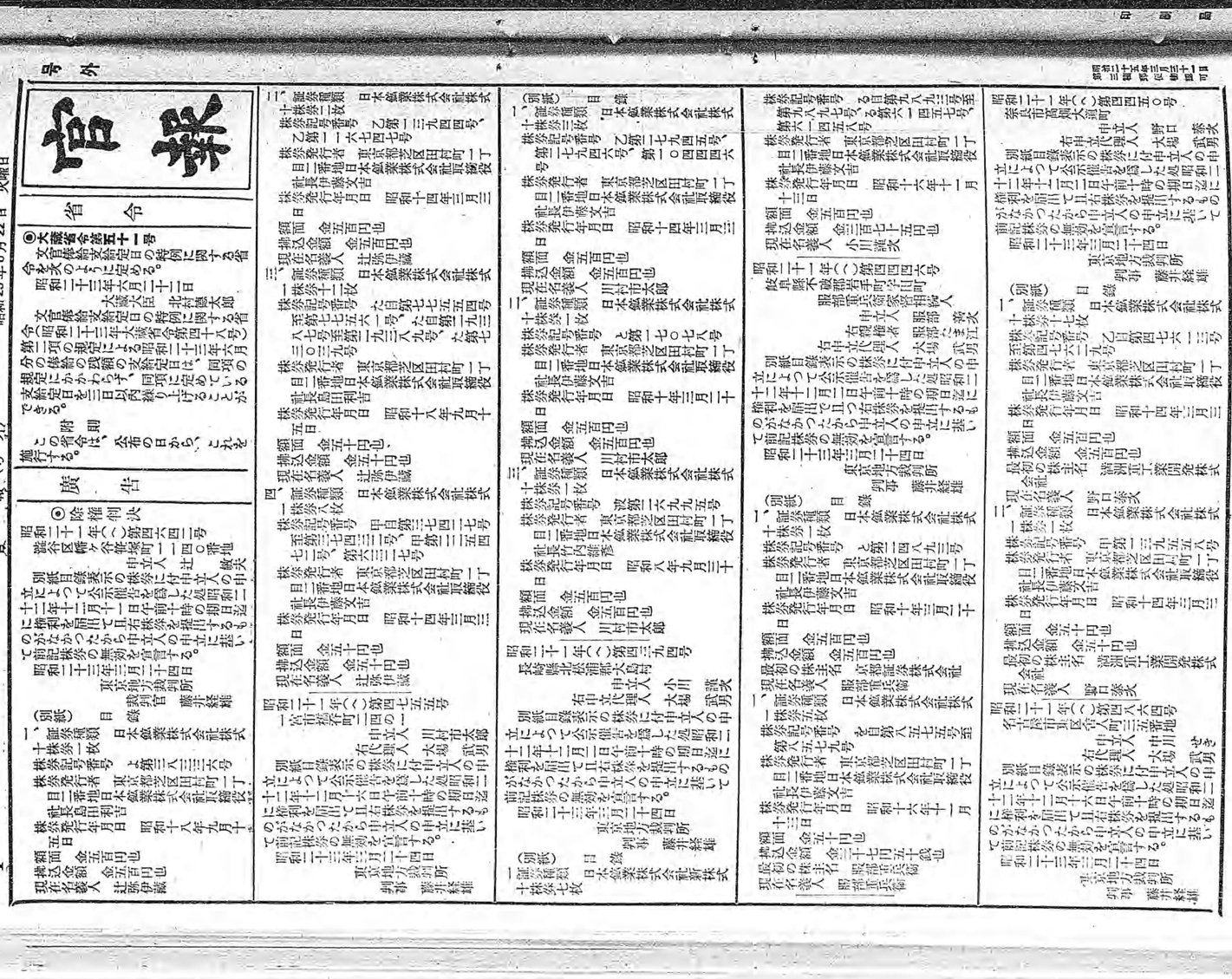
官報（号外）　昭和23年6月22日　火曜日

官報

令文書規格統一標準

昭和二十三年六月二十二日

目次

令

省令

公告

官報販売所

官報販売所の指定

官報販売所の廃止

官報販売所の名称及び位置の変更

官報販売所の休業

官報販売所の開業

官報販売所の移転

官報販売所の業務の委託

官報販売所の業務の委託の解除

官報販売所の業務の委託の変更

官報販売所の業務の委託の終了

官報販売所の業務の委託の解除の申出

官報販売所の業務の委託の変更の申出

官報販売所の業務の委託の終了の申出

官報販売所の業務の委託の解除の通知

官報販売所の業務の委託の変更の通知

官報販売所の業務の委託の終了の通知

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の受理の取消し

官報販売所の業務の委託の解除の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の変更の通知の不受理の取消し

官報販売所の業務の委託の終了の通知の不受理の取消しの

第 6429 号 物価号外

官報

号外（資格審査）

昭和二十三年六月二十二日

廣告

◉資格審査結果公告

（自昭和二十三年六月一日
至同　年六月十五日）

第二号

昭和二十三年六月二十二日

内閣官房長官　苫米地義三

一、この表は、公職に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）、市町村長等の立候補禁止に関する件（昭和二十二年勅令第一号）、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件（昭和二十二年閣令第一号）及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により内閣総理大臣が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市区町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一箇月間継続し、次回の新公報を受け取つたときは、これと取り換え、取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市区町村役場に編てつ保存するものであるぞ。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は総理庁官房監査課又は関係都道府県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供するぞ。

何人でも要求すれば前項の調査表を一回に閲覧することができるぞ。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査委員会
1.非該当決定者　一、七七三名
（イ）現職者　一、七七二名

○中央各庁関係及び公職公職者

裁判所
河原　英雄　岩崎　正

号外（資格審査）

昭和二十三年五月二十九日発行参議院会議録四十一号二四頁
同六月一日衆議院会議録五十六号二頁
六月一日発行同四十二号一六頁

（国定規格A4判）

昭和二十三年四月三日第三種郵便物認可

6.22 6,129

号外

第6429号

由比　又男　同
宇田川英庸　同
菊地　豊吉　同
満田　穆一　同
古賀　忠邸　同
澤田　滝仲　同
孟雛　同
蒲田　靜三　同
英吉　同　同

正、誤

一、昭和二十三年五月十日附官報号外資格審査（仮指定）結果公告第十三号若軍特務部勤務者（六二名）中左記の者は削除する。

仮指定の事由　氏名

勅任待遇嘱託　鹽津辰一郎
同　上林市太郎
木村　重
奏任待遇嘱託　幾田　稔
佐々木武藏
安池　忠夫
下田　明朱
土居　篤
高見澤茂治
河田　秀雄
庫間　愛之
齊藤　朗
山田純三郎
久保寺鐵次
渡　正監
山田　久一
飯牟田守一
中村　常雄
山中　喜一
杉山　彌六
渡多　博
北野勝四郎
齊藤　西部
中島　岳良
浦江　紀宗
末松　謹雄
山田悌二郎
砂塚　輝彦
一ノ瀬傳市
湯田平泰誠
藤井　誠
太神　太郎
本田　四郎
太橋　勝誠
山口喬賀雲
富永　眞行
中里　満
中尾　一江

二、昭和二十三年五月二十二日附官報号外資格審査結果公告第三十一号の二の中左の通り訂正する。

頁　段　階級　誤　正

四二　上等　兵　伊藤　功　伊藤　忉
六五　同　安田　友治　重複に付一方を削除
同　同　少尉　山本長三郎　山本　長三
同　同　兵　根岸　元彦　重複に付一方を削除
八五　兵長　佐藤　泰三　佐藤　泰三
三、昭和二十三年四月七日附官報号外資格審査結果公告第二十八号中左の者は、仮指定に対する異議申立の認められなかつたものの誤りであるから訂正する。

頁　段　階級　氏名
四一　三　中佐　小野　義雄

◎除權判決

昭和二十二年（ヘ）第五七号
神戸市兵庫区神田町三百六十六番地
申立人　曾根　俊二
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年三月二十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年三月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官　仁分百合人

（別紙）　目　録

一株式会社安田銀行発行第二新株式十株券三枚
額面　金五百円
記号番号　は内自第八二六三号至第八二六五号
一株の金額　金五十円
一株の拂込金額　金二十五円
最終名義人　曾根俊二
昭和二十二年（ヘ）第五八号
豊中市伊丹通一丁目岩崎方
申立人　都志　英雄
同所
右両名代理人弁護士　都志　兵太　松山　全一

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年三月二十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年三月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官　仁分百合人

（別紙）　目　録

一株式会社安田銀行発行第二新株式十株券二枚
額面　金五百円
記号番号　は甲自第四〇八八号至第四〇九二号
一株の金額　金五十円
一株の拂込金額　金五十円
最終名義人　田中ちか
同　銀行発行甲株式十株券二枚
額面　金五百円
記号番号　は丙自第一四六六七号、第一四六六八号
一株の金額　金五十円
一株の拂込金額　金五十円
最終名義人　田中ちか
同　銀行発行第三新株式一株券五枚
額面　金五百円
記号番号　は甲自第四〇八八号至第四〇九二号
一株の金額　金五十円
一株の拂込金額　金二十五円
最終名義人　稻葉わか
昭和二十二年（ヘ）第一六八号
新潟縣高田市大手町百三十六番地
申立人　足名司馬吉
右代理人　梶谷　文夫
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年三月二十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年三月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官　仁分百合人

（別紙）　目　録

日東化学工業株式会社十株券二枚
一株の金額　金五十円
株券記号番号　ろ第一四九〇四号、ろ第一四九〇五号
最終株主名　足名司馬吉
昭和二十一年（ヘ）第四六九〇号
玉野市和田三井造船所和田新社宅
申立人　伊藤　宗一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年十二月四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年三月二十四日
東京地方裁判所
裁判官　藤井　経雄

（別紙）　目　録

一証券紛失
日本鉱業株式会社株式十株券五枚
株券記号番号　る自第三五〇七二号
至第三五〇七六号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金五百円也
拂込金額　金三百七十五円也
最初の株主名　上田長三郎
現在名義人　伊藤宗一

印刷局

6/4219
号外　官報